

旭川市及び旭川市社会福祉協議会の取組事業一覧（第5章－1 関係）

資料 1 - 2

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念													
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたががいつながりが 育まれる地域													
		目指す地域像 1		目指す地域像 2			目指す地域像 3			目指す地域像 4					
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域		一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域					
主な取組		取組概要		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方					
				(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
				地域福祉や多 様性について 学び、互いに 配慮し合う	一人ひとりの権利が守られると ともに、犯罪のない地域をつくる	多様なつなが りを育む	地域における 福祉の担い手 を確保する	支える側・支 えられる側を 越えて地域で 活躍する	困っている人 の把握や相談 支援に係る体 制等を充実さ せる	生活困窮者に 対する自立支 援方策の推進	重層的支援体 制整備事業の 計画的実施	個々の状況に 応じた心身の 健康保持・増 進に努める	日常生活に関 する安心・安 全な地域づく り	災害時に備え た取組の推進	
地域福祉計画の周知	地域福祉計画を題材として、地域における支え合いの重要性を啓発し、世代にかかわらず、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう出前講座を実施します。	○				○	○	○						○	
認知症サポーター養成講座の実施	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。	○					○							○	
福祉出前講座の実施	障がいのある方が、地域、企業等を訪問し、自らの体験や障がいの理解に向けた講話を行います。	○													
手話普及事業の実施	聴覚に障がいのある方と日頃接する機会のある企業等の団体を対象に、日常会話や専門用語等の手話を習得する講座を実施します。	○													
聴覚障がい者協力員養成講習の実施	手話表現や要約筆記の技術を習得するための講座を開催し、聴覚障がい者と健聴者の意思疎通を支援する聴覚障がい者協力員を養成します。	○					○							○	
点訳奉仕員養成講習の実施	文書点訳に必要な技術を習得する講習会を実施し、点訳奉仕員を養成します。	○					○							○	
「障害者週間」の実施	「障害者週間」の趣旨に基づき、障がいや障がいのある方に対する関心と理解を深め、障がいのある方自身の社会参加を促すことができるよう、記念事業を実施します。	○													
障害者差別解消法に基づく取組	旭川市では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領を制定し、それに基づき不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を提供する責務を果たせるように窓口対応します。	○													

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたががいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関係する法律に基づき 地方再犯防止計画の促進	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
児童や生徒、学生を対象とした福祉の啓発	児童や生徒、学生が、認知症や様々な障がいに関する理解を深め、地域における助け合いの大切さを感じることができるよう啓発活動を行います。	○			○								
成年後見制度に関する相談窓口の設置	旭川成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する様々な相談に応じ、判断能力に不安のある方やその家族等の不安感を解消します。		○	○				○				○	
旭川成年後見支援センターによる支援	旭川成年後見支援センターにおいて、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の手続や市民後見人の支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成を行います。		○	○				○				○	
市民後見人の養成	判断能力の不十分な成年被後見人等の財産管理とともに、様々な地域における福祉活動と連携しながら、身上面の充実に配慮できる市民後見人を養成します。		○	○		○							
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てを行う親族等がない方の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。		○	○								○	
日常生活自立支援事業等の周知	判断能力が成年後見制度の活用に至らない程度の方の生活支援に関する日常生活自立支援事業などの制度について、対象者への助言を行うとともに関係機関や各種媒体を通して広報に努めます。		○	○								○	
日常生活自立支援事業との連携	旭川市社会福祉協議会が北海道社会福祉協議会から受託し実施している日常生活自立支援事業の利用者について、必要に応じて成年後見制度に円滑に移行できるよう、旭川市社会福祉協議会と連携して取り組みます。		○	○								○	
就労・住居の確保等の支援	犯罪をした者等が地域で生活できる環境を整えるために、就労・住居の確保等に向けた相談体制を構築します。		○	○				○	○	○			

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念												
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域												
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4			
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域			
主な取組		取組概要		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方				
				(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)		
				地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯防止等の推進に 関係する法律に基づく 地方再犯防止計画の促進	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり
福祉サービスの利用促進	支援を必要とする方が適切に福祉サービスを利用できるよう関係機関との連携を図ります。		○		○				○	○	○			
再犯防止に関する周知啓発	犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解促進を図ります。		○		○									
更生保護団体等への活動支援	地域の更生保護に携わる保護司をはじめする民間協力者、団体などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報や周知に取り組みます。		○		○		○							
更生保護関係機関との連携	保護観察所等の更生保護関係機関と連携し、情報発信や再犯防止に向けた取り組みの推進につなげていきます。		○		○									
支え合う地域づくりに向けた町内会への加入促進	互いに協力しながら地域づくりを進めるためにも、地域活動に取り組みやすい環境づくりを進め、より多くの住民の方が地域活動に参加したり、関わり合いを持てるよう、町内会活性化を図る取組を推進します。また、町内会や集合住宅の建築主などに加入促進のチラシを配付するなど、町内会への加入を促進するための取組を行います。		○				○	○					○	
市民活動交流センターにおける市民活動の支援	市民活動交流センター（CoCoDe）において、市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供、市民活動団体の交流や協働のサポートなど、市民活動全般への支援を実施します。						○							
老人クラブの活動の支援	老人クラブが実施している「健康」「友愛」「奉仕」をテーマとした活動や、高齢者いこいの家を活用した取組を支援します。						○							
子ども食堂の活動支援	困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して暮らせるように、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりにつながる子ども食堂の活動を支援します。						○	○	○					

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関係する法律に基づき 地方再犯防止計画の促進 を図る	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営	いきいきセンターや近文市民ふれあいセンターを運営し、高齢者同士の交流のみならず、世代にかかわらず住民同士の交流を促進します。	○			○								
障害者福祉センター（おびった）の運営	障害者福祉センター（おびった）を運営し、障がいのある方と健常者との交流を促進します。	○			○								
生活館の運営	市民生活館及び近文生活館を運営し、自主事業を通じてアイヌ文化に親しむ機会を提供したり、アイヌの方と地域住民とが交流できる場所を確保します。	○			○								
生活館における自主事業の実施	アイヌの生活福祉を目的とした生活館の運営に当たり、アイヌ文化の一端に触れられる自主事業を実施し、地域におけるアイヌの方々との交流促進に努めます。	○			○								
高齢者いこいの家の運営支援	高齢者いこいの家については、地域における高齢者同士の交流拠点として活用されるとともに、地域福祉の推進につながる老人クラブ活動との相乗効果を期待し、その運営を支援します。				○								
地域まちづくり推進協議会を通じた地域づくり	市内15地域に設置した地域まちづくり推進協議会において、地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討し、住民主体の地域づくりを進めます。	○			○	○	○						
民生委員・児童委員に対する研修の実施	新たに厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修のほか、民生委員・児童委員活動をより充実したものとするために必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を実施します。				○	○		○					
民生委員・児童委員の活動の支援	民生委員法に基づく地区民生児童委員協議会の運営を支援し、地区内の民生委員・児童委員同士の連携や個々の委員活動を支える組織的な活動を促進します。				○	○	○	○					

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関係する法律に基づく 地方再犯防止計画の 進成に年関後見する町 村法に利用の促	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
民生委員・児童委員活動の推進	最も身近な相談援助者として、地域で様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言し、専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。				○	○		○				○	
子育て支援人材バンクの運営	子どもや子育て支援に理解と意欲のある方を人材バンクに登録し、児童センターや地域子育て支援センターなどの子育て支援に係る施設、育児サークルや子育てサロンなどを行う地域から求めに応じて派遣調整を行います。					○							
I C Tの活用推進等による民生委員児童委員の業務負担軽減と情報アクセスの改善	I C T・A I技術を活用した民生委員児童委員専用のポータルサイトを構築し、民生委員児童委員に当該サイトにアクセスするためのタブレット端末を貸与します。					○							
地域まるごと支援員による包括的支援体制の整備	「介護」、「障害」、「子育て」、「生活困窮」等の属性・世代を問わない包括的な支援体制を構築し、制度の狭間の課題や、複雑化・複合化した事例に対応するとともに、支援に向けた円滑なネットワークづくりを推進します。				○	○	○						
高齢者に関する相談体制の確保	介護119番や地域包括支援センターを設置し、高齢者に関する総合相談窓口として、高齢者に関する様々な相談に応じ、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。		○					○		○		○	
支援関係機関等の連携（地域ケア会議）	地域ケア会議においては、地域包括支援センターの担当圏域ごとに、高齢者に対する多職種の協働によるネットワークを構築し、ケアマネジメントの支援や地域課題の把握に努めます。						○	○		○		○	
障がい児・者に関する相談体制の確保	障害者総合相談支援センター（あそーと）における総合相談や指定特定相談支援等事業所による計画相談支援等の提供を通じて、障がいのある方の様々な相談に応じたり、障がいのある方が安心して暮らすことができるように支援します。		○					○		○		○	
支援関係機関等の連携（自立支援協議会）	自立支援協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関等との連携を密接にし、課題の情報共有を図るほか、個別事例の検討等により抽出された地域における福祉的な課題についての情報共有や解決に向けた取組を行います。							○		○		○	

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関する法律に基づく 地方再犯防止計画の 進成に年見町村法基 づく	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
子ども・子育てに関する相談体制の確保	子ども総合相談センターにおいては、子どもの発達や子育て、学校生活に関することなどについて子ども自身、保護者、子ども・子育てに関わる方からの相談に応じるほか、関係機関との連携により必要な支援につなげます。	○						○		○		○	
支援関係機関等の連携（要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会においては、地域の関係機関等が連携し、支援を要する子どもやその家庭に関する情報や課題を共有し、支援の内容に関する協議を行います。							○		○		○	
生活困窮者に関する相談体制の確保	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、自立サポートセンターを設置し、経済的な困窮を始め、様々な困りごとに関する相談を受け、解決策を一緒に考えながら、より自立的に暮らすことができるように支援します。							○	○	○		○	
母子保健に関する相談体制の確保	乳幼児から就学前の子どもを持つ保護者の方が、安心して子育てできるよう、直接、健康相談等を行うほか、電話による子育て相談も実施します。							○		○		○	
保育サービスの情報提供 待機児童の解消	就学前児童を持つ保護者に対し個々のニーズを確認しながら施設利用に関する相談対応を行ったり、子育てサークル、子育て講座、各種イベント等に出向いて多様な保育サービスの情報発信を行うほか、施設利用の決まらなかった保護者に対しそのフォローアップを実施します。							○		○			
こころの健康に関する相談窓口の設置	精神障がい者やひきこもり、アルコール依存等の当事者及びその家族からの相談に、保健師が電話、面接で相談に応じたり、自殺予防を目的とした「旭川のいのちの電話」の相談員の養成及び資質の向上を支援します。							○				○	
難病患者等の相談窓口の設置	難病患者及び家族等が抱えている療養上の悩みや不安の軽減のため、保健師が難病に関する相談に応じます。また、難病ハンドブックを作成し、各種サービスや相談窓口についての情報提供を行います。							○				○	
社会的に孤立している要援護者の把握	直接住民と接し、様々な相談を受ける機会が多い庁内の各部署においては、社会的に孤立し、必要な福祉的支援を得られていなかったり、支援の必要性そのものを認識できないような要援護者の把握に努めます。							○					

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
主な取組		取組概要		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			
				(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
		地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
支所まちづくり相談窓口の設置	各支所において、まちづくりに関する活動支援や、市役所の手続に関する問合せ、日常生活での悩みなど、様々な相談を受け付け、適切な担当部署や専門の相談窓口につなぎます。								○				○
ガイドブック、パンフレット、ホームページの作成	各種ガイドブックやパンフレット、ホームページを作成し、福祉制度や福祉サービスの情報提供を行います。なお、作成に当たっては、分かりやすい表現や障がい等に配慮した内容となるように努めます。								○				
生活困窮者自立相談支援事業（旭川市自立サポートセンター）	仕事や生活に関する経済的な困りごとについての相談を受け、解決するためのプランと一緒に考え、利用できる制度やサービス、就労支援に関する社会資源を活用しながら、自立して暮らすことができるように個々の状況に応じた支援を行います。								○	○	○		
生活困窮者住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した又は喪失するおそれがあり、収入や預貯金の額、受給期間中の就職活動など一定の要件を満たす方に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給します。									○	○		
生活困窮者就労準備支援事業（ステップアップ支援プログラム）	直ちに求職活動や一般就労をすることが困難な方に、就労意欲の喚起や動機付けを行い、就労に向けた基礎能力を形成するなど、その方の状況に応じた段階を設け、伴走型の支援を行います。									○			
生活困窮者一時生活支援事業<一時生活支援事業>	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や日常生活に必要な物資の提供等を行い、安定した生活を営めるよう支援します。									○			
生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業（子どもの健全育成支援事業）	生活困窮者世帯の中学生に対して、学習支援や居場所の提供を行い、基礎的な学力を養成し、日常生活の生活習慣を身に付けさせることにより、社会人として自立できるように支援し、貧困の連鎖を防止します。									○			
生活困窮者就労訓練事業の認定	必要な訓練や生活面の助言をしながら、軽作業等の就労の場を提供する就労訓練事業者に対し、一定の基準に該当することについての認定を行います。							○		○			

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念												
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域												
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4			
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域			
主な取組		取組概要		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方				
				(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
				地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
生活困窮者家計改善支援事業	制度改正を見据えつつ、家計に関する相談に応じ、情報提供や助言、再生プランの作成などを行い、自家計を管理する力を高め、早期に生活の立て直しができるような取組を進めます。									○				
地域介護予防運動教室の実施	地域における高齢者の自主的な介護予防活動を促進するため、介護予防に関する運動教室終了後の自主的な活動継続を見据えた指導や地域包括支援センターと連携した自主グループの立ち上げに向けた支援を行います。												○	
地域における各種がん検診の実施	市内の各地域において、巡回検診車による各種がん検診を実施するなど、地域における健康づくりに取り組みやすい環境を整備するほか、市民委員会等を通じて受診勧奨を行い、住民自らが健康づくりの意識を高め、がんの早期発見や早期治療につなげます。												○	
ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化	公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化に努めます。													○
高齢者等住宅前道路除雪事業	高齢者や障がいのある方の世帯の住宅前については、除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮する道路除雪又は町内会など地域の方でこぼれた雪を除雪し、地域での暮らしを支えます。													○
高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業	高齢者や障がいのある方の世帯などで自分や家族等で住宅の屋根の雪下ろしできない世帯に雪下ろしの費用を助成し、またそうした世帯の住宅前については、除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮する道路除雪を行い、地域での暮らしを支えます。													○
地域除雪活動の推進	市内の町内会長等、除雪企業、行政の三者で構成する除雪連絡協議会にて総会の開催、三者によるパトロールの実施などにより、市民協働を推進していくことで、地域の連帯感や豪雪時の防災力の向上を図るとともに、冬期の安心安全な生活環境づくりを進めます。													○
小型除雪機・移動式小型融雪機の貸出し	高齢者世帯等の除雪を支援する個人や団体に対して、小型除雪機、移動式小型融雪機を貸し出し、地域における助け合いを促します。													○

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関係する法律に基づき、 地方再犯防止計画の促進 を図る	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
福祉除雪サービスの実施	高齢者の方などが、住み慣れた住まいで冬期間も安心して暮らせる生活環境を実現するため、玄関前から道路までの間、一定の範囲の除雪作業について、地域のボランティア人材を活用した会員制の相互援助活動として実施します。					○	○					○	
ふれあい収集の実施	自らごみをステーションに排出することが困難で、他の方の協力を得ることができない市民に対して、家庭ごみの戸別収集を実施し、合わせて一人暮らし高齢者などの安否の確認等を行います。											○	
会員制の相互援助活動を行う事業の実施	ファミリーサポートセンター介護型、ファミリーサポートセンター育児型、こども緊急さばねっと事業、福祉除雪サービスなど、住民同士が提供会員と利用会員に分かれた有償の相互援助活動を実施します。					○	○	○				○	
地区社会福祉協議会との連携及び活動支援	地区社会福祉協議会が実施している「安心見守り事業」や「ふれあいサロン開催事業」など、身近な地域において実践されている地域福祉活動について支援するほか、市社会福祉協議会を介して連携を深めます。					○	○	○				○	
社会福祉協議会との連携・支援	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の取組とも連携しながら、全市的に地域福祉を推進するほか、市社会福祉協議会の公益的な活動を踏まえ、その運営に関する支援を行います。					○	○	○				○	
地域における公益的な取組の周知啓発	社会福祉法によって規定された社会福祉法人による地域における公益的な取組に関する好事例や、民間主導の様々な地域福祉活動に関する情報を把握し、周知啓発します。	○				○	○	○				○	
共生型の取組についての周知啓発	地域共生社会の実現に向けて、民間主導で展開されている制度横断的な取組や地域生活課題を把握できるような地域のサロンや居場所づくりに関わる好事例を収集し、周知啓発します。	○				○	○	○				○	○
避難行動要支援者等に係る避難支援	災害時において避難行動に地域の支援が必要な避難行動要支援者について、本人同意を得た場合には、平常時から地域の避難支援関係者に情報提供を行い、実効性のある避難支援計画の策定を推進します。												○

計画に基づく旭川市の取組（案）一覧		基本理念												
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域												
		目指す地域像1		目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4				
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域		一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域				
主な取組		取組概要		基本的な考え方		基本的な考え方			基本的な考え方					
				(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
				地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
福祉避難所の開設・運営手順の策定	学校保健室や公民館を活用した「地域における身近な福祉避難所」、社会福祉施設等の「拠点的な福祉避難所」との役割を明確にし、一般避難所から福祉避難所での受入れに至る手順のほか、実際に福祉避難所を開設した場合の適切な人員配置計画など、具体的な検討を行います。												○	○
災害ボランティアセンターの運営支援	大規模災害発生時、被災地域の復旧復興と被災者の生活支援を図るため、旭川市社会福祉協議会において設置される災害ボランティアセンターと災害対策本部が連携し、その運営を支援します。					○							○	○

計画に基づく旭川市社会福祉協議会の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯の防止等の推進に 関する法律に基づく 地方再犯防止計画の 進成に年見町村計画に基づく	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
社会福祉法人のネットワーク構築	市内の社会福祉法人のネットワークを構築し、協働で地域活動のサポートや「地域における公益的な取組」を推進します。				○	○							
地域支えあいのまちづくり推進事業	地区社会福祉協議会が地区民生委員児童委員協議会や地区市民委員会、町内会等の各団体との協働の下で、安心見守り事業及びふれあいサロン事業等を実施します。	○			○	○	○	○		○		○	○
ボランティアセンター事業	ボランティア活動の理解を広めるとともに、活動者の発掘・養成を行い、参加環境づくりと活動支援の充実を図る。災害時のボランティア活動の体制を整備します。	○			○	○							○
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成や認知症に関する知識の普及に努めます。				○	○							
ファミリーサポートセンター介護型事業	家事支援・軽介護などの「支援を受けたい人（依頼会員）」と「支援を行いたい人（提供会員）」を組織・調整し住民相互の支え合いを推進します。				○	○						○	○
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する講習を受講した地域住民（提供会員）が認知症高齢者の見守りや話し相手を行い、住民相互の支え合いを推進します。				○	○							
福祉除雪サービス事業	除雪の「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」を組織・調整し住民相互の支え合いを推進します。				○	○							
重層的支援体制整備事業	属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を構築し、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した事例への対応を行うとともに、支援に必要なネットワークづくりを推進します。				○	○	○	○		○			

計画に基づく旭川市社会福祉協議会の取組（案）一覧		基本理念												
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたかいつながりが 育まれる地域												
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4			
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域			
主な取組		取組概要		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方				
				(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)		
				地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯防止等の推進に	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり
民生委員児童委員連絡協議会事務局事業	民生委員の資質向上や知識習得を行い、適切な事務局運営と地域福祉活動との連携を図るとともに行政や関係機関との連絡調整などを行い、地区民児協の活動のサポートを行います。					○	○		○				○	
地域包括支援センター運営事業	高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。					○	○	○	○		○		○	
介護予防支援事業	要支援者が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、生きがいや自己実現の取組を総合的に支援します。												○	
総合事業	要支援者及び事業対象者が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、生きがいや自己実現の取組を総合的に支援します。												○	
旭川市自立サポートセンター事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で積極的な支援を行うことにより日常的・社会的・経済的自立を目指します。		○		○					○	○			
旭川成年後見支援センター事業	成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進計画における中核機関として、地域連携ネットワークの構築に向けて権利擁護に関わる切れ目のない体制整備を進めます。		○		○									
法人後見事業	親亡き後を想定した長期的な支援や市民後見人が対応できない案件等に対応するため、旭川市と連携を行い、継続性及び専門性を備えた法人後見を実施します。		○		○									
安心サポート事業（仮称）	頼れる親族等がおらず、将来に不安を抱えている市民が本会と契約を結び、死後事務（葬儀埋葬、家財処分、死後の入院費、施設費の支払等）や定期的な見守り、金銭管理の支援を行うことで、将来に備えて安心して生活を送ることを目的に実施します。		○		○									

計画に基づく旭川市社会福祉協議会の取組（案）一覧		基本理念											
		普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたがかりが 育まれる地域											
		目指す地域像1			目指す地域像2			目指す地域像3			目指す地域像4		
		個性や多様性を互いに受けとめ その人らしく暮らすことができる地域			一人ひとりが自分らしく活躍し 協力して課題解決を目指す地域			誰一人取り残さず 困りごとに寄り添う地域			みんなが健康で 安心・安全に暮らせる地域		
		基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方			基本的な考え方		
		(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
主な取組	取組概要	地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う	一人ひとりの権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる	再犯防止等の推進に 関する法律に基づく 地方再犯防止計画の 進成 に年 後見 する 町村 計画 に基づく 促	多様なつながりを育む	地域における福祉の担い手を確保する	支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する	困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる	生活困窮者に対する自立支援方策の推進	重層的支援体制整備事業の計画的実施	個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める	日常生活に関する安心・安全な地域づくり	災害時に備えた取組の推進
日常生活自立支援事業	判断力に不安のある方に、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、大切な書類の預かり等の支援を行うとともに、判断能力の低下にともなう制度移行が円滑に行えるよう成年後見支援センターと連動した包括的な事業推進を行います。	○	○										
生活福祉資金貸付事業	自立した生活を営めるよう、経済的な貸付支援を必要とする方に対して貸付相談を行い、貸付対応以外の生活課題等を把握した場合には法人内連携を意識した相談対応、適切な相談窓口や他制度へつなぐ相談支援を行います。							○	○				
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親や、ひとり親になる予定の者に対して、ひとり親世帯の自立のため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、日常生活全般における総合的な相談支援を行う。							○					
福祉人材バンク事業	福祉の職場で働きたい人に寄り添い、職員を採用したい福祉の職場とをつなぐ伴走型の相談支援を行い、就職のミスマッチを 방지、福祉の職場での定着就労を目指します。また人材を募集する福祉の職場に対して、魅力ある求人情報の作成、職場環境の整備等に関する情報提供・相談支援を行い求職者が安心して就労できる環境をつくります							○					
不安を抱える女性に対する相談支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により生活や仕事、DV被害、子育てや介護等、女性の抱える問題について総合的な相談支援を行うこととあわせて、相談内容に応じて各種相談窓口につなげる伴走型支援を行う。さらに、必要に応じて生理用品の配布事業を行い、配布事業を通して、相談者の困りごとの把握、相談対応に繋がります。							○					
住宅要配慮者居住支援事業	住宅確保要配慮者に対して、登録不動産店と連携し入居可能な民間賃貸住宅物件を照会し、地域で安心して暮らし続ける支援を行うこととあわせて、福祉、生活課題を抱えた方については、その方の状況に応じ解決に向けた支援を行います。	○		○				○					
居宅介護支援事業	介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援します。							○			○		
訪問介護事業	要介護認定を受けた利用者に対し作成されたケアプランに基づき訪問介護計画を作成し、身体介護・生活援助等のサービスを提供し、在宅生活が継続出来るよう支援します。							○			○		

